

(案)

大阪市動物の愛護及び管理に関する法律に基づく
動物取扱業者等に対する不利益処分取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）の規定に基づく第一種動物取扱業の登録の取消、業務の全部若しくは一部の停止又は第一種動物取扱業者、第二種動物取扱業者若しくは法第24条の2において勧告等の対象となる第一種動物取扱業者であった者（以下「動物取扱業者等」という。）に対する勧告に係る措置をとるべきことの命令その他の必要な処分等（以下「行政処分等」という。）について必要な事項を定めることにより、動物取扱業者等に対する行政処分等における公正の確保を図り適正な運用に資することを目的とする。

(基本原則)

第2条 この要綱における用語の定義は、別に定めるものを除き、法で使用する用語の例による。

第3条 行政処分等は、時機を失することなく、厳正かつ的確に行わなければならない。

(適用範囲)

第4条 法第19条、第23条及び第24条の2に規定する行政処分（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）、これに伴う行政上の事実行為並びに法第46条から第50条（第46条の2及び第47条の2を除く。）までの規定に基づく罰則を適用する場合の告発等の取扱いの適用範囲は、別表のとおりとする。

(登録の取消し)

第5条 法第19条に基づく登録の取消しは、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- 一 違反行為が悪質で登録を継続させることが動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いの確保の観点から極めて危険であり、かつ社会的に大きな影響があるとき
- 二 他の処分によって違反の状態が改善される見込みがなく、危害発生のおそれがあり、また、業務を継続させることが不相当と認めるとき

三 法第 19 条第 1 項第 1 号又は第 5 号に定める場合に該当したとき

(業務停止)

第 6 条 法第 19 条に基づく業務停止命令は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- 一 第一種動物取扱業者の、動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いに関し遵守すべき基準又は飼養施設の構造、規模及び管理に関し遵守すべき基準の違反に対し、危害の発生の防止又は適正な業務の確保を図るため必要があると認められるとき
 - 二 第一種動物取扱業者のうち犬猫等販売業者の幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保に関し遵守すべき基準の違反に対し、危害の発生の防止又は適正な業務の確保を図るため必要があると認められるとき
 - 三 法第 22 条の 6 又は第 23 条第 4 項に基づく命令に対し、適切な措置を行っていないものと認められるとき
- 2 前項の命令は、原因の究明及び除去、施設の整備改善その他の動物取扱業者による動物の適正な取扱いの確保に必要な処置を講ずるために要すると認められる相当の期間を定め、業務の全部又は一部について行うものとする。

(措置等命令及び改善等勧告)

第 7 条 動物取扱業者等に対する法第 23 条（法第 24 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は法第 24 条の 2 に基づく勧告は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- 一 動物取扱業者に法第 21 条に基づく動物の管理の方法等の基準又は法第 21 条の 4、第 22 条若しくは第 22 条の 5 の規定を遵守させるために期限を定めて改善又は措置させることが必要であると認められるとき
 - 二 登録の不更新、廃業又は登録の取消しを受けたことにより登録の効力を失い、その事由が生じた日から 2 年を経過していない第一種動物取扱業者であった者に対し、動物の不適正な飼養又は保管により動物の健康及び安全が害されること並びに周辺的生活環境の保全上の支障が生じることを防止するために期限を定めて措置させることが必要であると認められるとき
- 2 動物取扱業者等に対する法第 22 条の 6 に基づく検案書等の提出命令又は前項の規定に基づく勧告に係る措置命令は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。
- 一 犬猫等販売業者の所有する犬猫等に係る死亡の事実の発生状況に照らして、

検案書又は死亡診断書による事実確認の必要があると認められるとき

二 前項の規定に基づき勧告した場合において、その動物取扱業者等が正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかったとき

3 前二項の規定に基づく勧告又は命令は、その目的を達成するため、要すると認められる相当の期間及び範囲を定めて行うものとする。

(行政処分等の権限)

第8条 行政処分は市長が行い、その事務を健康局長が専決する。

2 法第23条及び第24条の2の規定に基づき市長が行う改善等勧告については、その事務を動物管理センター所長が専決する。

(進達)

第9条 動物管理センター所長は、処分が必要と認めるときは、健康局長にその旨を進達しなければならない。

(報告)

第10条 動物管理センター所長は、行政処分等の執行があったときには、処理経過を速やかに健康局長に報告しなければならない。

(聴聞及び弁明の機会の付与)

第11条 法第19条、第23条及び第24条の2に規定する行政処分（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）をしようとするときは、行政手続法（平成5年法第88号）及び大阪市聴聞等の手続に関する規則（平成6年大阪市規則第120号）の規定に基づき、当該動物取扱業者等に対して次の各号の区分に従い、意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 登録の取消しを行うとき

イ その他市長が必要と認めるとき

二 前号ア及びイのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、意見陳述のための手続を省略することができる。

一 公益上、緊急に行政処分をする必要があるため、意見陳述のための手続を執ることができないとき

二 遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合

において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる行政処分であって、その不充足の事実が計測、検査その他の客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき

(告発等)

第 12 条 本要綱に基づく処分のほか、法第 46 条から第 48 条（第 46 条の 2 及び第 47 条の 2 を除く。）までの規定に基づく罰則を適用する必要があると認める場合は、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 239 条第 2 項の規定に基づき、当該動物取扱業者等の営業所又は営業所であった場所の所轄警察署長あて告発を行うものとする。

2 法第 49 条及び第 50 条の規定に基づく罰則を適用する必要があると認める場合は、非訟事件手続法（平成 23 年法律第 51 号）第 119 条の規定に基づき、管轄する地方裁判所あて過料事件通知書を送付するものとする。

(実施要領)

第 13 条 この要綱の取扱いに係る実施要領は、別に定める。

附則

この要綱は、令和 4 年〇月〇日から施行する。

違反条項に対する処分の適用条項

違反条項	違反内容	適用条項	
		行政処分	司法処分 ⁽³⁾
第10条第1項	無登録の第一種動物取扱業営業	—	第46条第1号
第10条第1項	不正の手段による第一種動物取扱業の登録	—	第46条第2号
第14条第1項	第一種動物取扱業の種別並びに業務内容及び実施方法又は犬猫等販売業における繁殖有無の変更届出不履行又は虚偽届出	—	第47条第1号
第14条第2項	第一種動物取扱業の軽微な変更、氏名等又は犬猫等健康安全計画の変更届出不履行又は虚偽届出	—	〃
第14条第3項	犬猫等販売業営業の廃止届出不履行又は虚偽届出	—	〃
第16条第1項 ⁽¹⁾	第一種動物取扱業又は第二種動物取扱業者の廃業等届出不履行又は虚偽届出	—	第49条第1号
第18条	第一種動物取扱業の標識掲示不履行	—	第50条
第19条第1項	第一種動物取扱業の業務停止命令違反	第19条第1項	第46条第3号
第19条第1項第1号	不正の手段による第一種動物取扱業の登録	〃	—
第19条第1項第2号	第一種動物取扱業者の業務内容及び実施方法の基準不適合	〃	—
第19条第1項第3号	第一種動物取扱業者の飼養施設構造規模管理に関する基準不適合	〃	—
第19条第1項第4号	犬猫等販売業者の犬猫等健康安全計画の基準不適合	〃	—
第19条第1項第5号	第一種動物取扱業の登録拒否要件への該当	〃	—
第19条第1項第6号	法に基づく命令又は処分への違反	〃	—
第21条の5第1項 ⁽²⁾	第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者の帳簿の具備、記載若しくは保存不履行又は虚偽記載	—	第49条第2号
第21条の5第2項	動物販売業者等の期間ごとの動物所有数、受入数及び販売等の数等の届出不履行	—	第49条第1号
第22条の6	検案書又は死亡診断書の提出命令違反	第19条第1項	第47条第2号
第23条第1項	第一種動物取扱業者の業務改善勧告に係る措置不履行	第23条第4項	—
第23条第2項	第一種動物取扱業者等の規定遵守勧告に係る措置不履行	〃	—
第23条第4項	第23条第1項又は第2項の勧告に係る措置命令違反	第19条第1項	第46条第4号
第24条第1項 ⁽¹⁾	第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者の臨検検査拒否、報告不履行又は虚偽の報告	—	第47条第3号
第24条の2第1項	第一種動物取扱業者であった者への動物健康安全被害及び生活環境被害防止勧告に係る措置不履行	第24条の2第2項	—
第24条の2第2項	第24条の2第1項の勧告に係る措置命令違反	—	第46条第4号
第24条の2第3項	第一種動物取扱業者であった者の臨検検査拒否、報告不履行又は虚偽の報告	—	第47条第3号
第24条の2の2	第二種動物取扱業者の届出不履行	—	第47条第1号
第24条の3第1項	第二種動物取扱業の種別、動物種及び数、飼養施設の構造規模及び管理方法等の変更届出不履行又は虚偽届出	—	〃
第24条の3第2項	第二種動物取扱業の氏名等変更又は飼養施設所在地変更若しくは廃止の届出不履行又は虚偽届出	—	第49条第1号

(1) 第24条の4第1項において準用する場合を含む。

(2) 第24条の4第2項において準用する場合を含む。

(3) 第46条及び第47条が適用される場合、第48条第2号に基づく両罰規定が適用される場合がある。